

会 議 録

会議の名称	平成27年度第3回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成28年3月1日(火) 午後2時～4時				
開催場所	東村山市いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (定例会委員) 江崎安幸、小林冬子、村瀬崇、秋元厚彦、高橋節夫、高橋千恵子、高澤律子、松本恭子、芦崎康彦、飯島一憲、長島文夫、千葉道子 (市) 山口健康福祉部長、花田障害支援課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、森主事</p> <p>●欠席者：田宮 良</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	1. 開会 2. 協議(報告)事項 (1) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について (2) 平成28年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方について (3) 研修会の開催報告について (4) 専門部会の活動内容の報告について (5) その他 3. 情報交換 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部 障害支援課 担当者名 小倉 電話番号 042-393-5111 (内線3166) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員は1名。 ○会長 それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思います。ご異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p> ○会長 異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。本日の会議の内容ですが、お手元に配布してある次第のとおりです。よろしくお願ひします。					
2. 協議(報告)事項 (1) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について					

○会長

次第の2、協議（報告）事項です。（1）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてを議題といたします。

これまでに、第1回の定例会では、都内及び市内の施設の整備状況を確認・情報共有し、第2回の定例会では、障害福祉サービスの支給決定者数やサービスを市内・市外どの事業所で利用している方が多いのか等を確認・情報共有したところです。

これまでは、事務局に対する質疑が中心だったように記憶しています。本日は、各委員さんによる意見交換を行いながら現状を把握したうえで、足りないサービスや社会資源等の課題を抽出していきたいと思っています。

○相談支援部会長

相談支援部会で、それぞれの部会委員が日頃の業務を通じて感じている課題を抽出しています。今後は、その課題を整理していく予定です。各部会委員から、先ず市内にグループホーム数が不足しているという意見がでました。次に機能訓練や生活訓練の事業所が無いという意見もありました。それから家族単位で支援していかなければならないケースでは、どの支援機関等が主体となって支援をしていくのか曖昧になってしまいます。特に市役所内に家族支援を専ら担当する部署が無く、例えば子どもは子ども、精神障害は障害者と分断されるため、どの部署が長年にわたって統括していくのか、どこにその問題を相談していけば良いのかが、曖昧であり、足りていないという意見も出ています。

○A委員

私は就学前のお子さんの支援を行っていますが、家族支援の件では、支援が必要なお子さんがいらっしゃる保護者の最近の傾向性として、保護者ご自身の特性が強くなりつつあります。支援を想定していた方以外にも家族の中にまだ福祉サービスには繋がっておらず、明らかに家族の方にもきちんと専門性を持った人が関わっていかないと難しいというケースが、増えてきている気がします。そう考えると、家族のそれぞれをどうフォローして、支援していくかということが、今後の大きな課題ではないかと考えています。

○B委員

東村山市は障害者福祉センターを持っていません。ですから困ったときには市役所の窓口に行くこととなります。窓口では対応してくれる方がその時々で違いますので、得られる情報も担当者によって異なることがあります。

まずは、市の中に福祉に関して乳幼児から高齢者まで年齢に関係なく困ったときに何でもまずは相談できる、そして次のステップを紹介してくれる場所があればと思います。よく発達支援センター等を設置するセンター構想がありますが、使い難さもあるので、先ずこの市が持っている財産である様々な事業所や関係機関を上手く活用しながら、ガイドする仕組みがあるだけでも、利用する側としては随分違うと思います。

親御さんが高齢になって、子の行く末を相談できるのは、自分の子どもがお世話になっている作業所等の職員さんであり、サービス等利用計画を作成していても、親御さんは、特定相談支援事業所の職員には、自分の子どものことをそんなに分かってもらえていないという印象を持っていたりします。先ほどの家族支援もそうだと思いますが、小さい時から、ある場所に行けば何でも聞いてくれて良いガイドをしてくれれば、信頼関係によってずっと有効的に利用できるのではないのでしょうか。

○会長

建物ではなく中身としてのセンターを考えた、あまりお金をかけずにできる障害

者支援についてお話がありました。家族支援もそうですが、やはり何かあった時に相談できる窓口があるというのは、非常に心強いと思います。

私が携わっていて一番困るのが、障害のあるお子さんの親御さんが外国籍の場合です。やはりコミュニケーションの問題等で相談できず、障害児を育てるにあたって孤立される方がたくさんいます。例えば、両親とも外国語しか話せなくて障害のあるお子さんがいる場合、相談支援ができる窓口があるということは、肝心だと捉えています。

○C 委員

質問ですが、機能訓練施設が無いというお話がありました。相談支援部会の中では、具体的にどのような意見が出されているのでしょうか。

○相談支援部会長

高次脳機能障害のある方が、リハビリをある程度終えて機能訓練施設に通いたいという場合には、清瀬市や練馬区に通う必要があるため、東村山市内にも有ればという意見があります。

また、これは私の問題意識ですが、機能訓練は利用期間が決まっています。例えば40歳代から50歳代の方が、脳血管疾病により高次脳機能障害と片麻痺になった場合、機能訓練が終わった後に通う場所がありません。制度上は、高齢者のデイサービス等ですが、40歳代の方は高齢者向けの通所施設には行きたがらず、自宅にこもってしまいます。そうすると、今度は家族との間で軋轢が起こってしまうのが現状です。既存に無いサービスの話になりますが、機能訓練を終えて、もう少し訓練をしたい、あるいは1週間のうち1回か2回でもどこか通えるような施設が無いのです。

話が変わってしまいますが、相談支援専門員の研修会や様々な集まりに出席しますと、日々相談支援専門員として計画相談等も行いつつ、自立支援協議会にどう問題提起をしていくか難しいという声もあります。

○会長

2月に開催しました研修会で、困難事例の共有化を目指すべきと講師が発言されていました。相談支援部会の中で、結論を出せない事案は、定例会に協議案件としていただくことも一つの方法と思います。他に就労支援部会では何かありますか。

○就労支援部会長

就労支援部会は、相談支援部会のように会議数が多くないことと、部会の委員さんの立場が皆さん違いますので、話をまとめるにも難しい点がありますが、就労継続支援B型を利用するにあたってのアセスメントや、就労を継続していくうえでの諸課題について、これまで取り組んでいます。諸課題については、まだ意見交換をしている途中ですので、口頭でお伝えしますと、一般就労を続けていくうえでの課題は、本人にとっては、生活能力の維持や低下、そして働くことに対する内面的な問題が挙げられます。支援者・関係機関にとっては家族等の高齢・状況の変化による支援力の低下や就労者の増加による支援力不足・低下が挙げられます。また、本人と支援者・関係機関共通の課題として、雇用のミスマッチの回避、就労継続が困難になった際の対応方法です。

次に解決策ですが、本人に対しては、職場を通じての定着支援やキャリア教育の充実が挙げられます。キャリア教育というのは、ある程度就労が定着してくると、今度はキャリアアップの問題となってきます。障害者就労が進んでいますが、近年になって、キャリア教育ということが言われだしたところです。支援者・関係機関に対しては、定着支援員の質・量の確保です。これは就労すればするほど定着支援

の量も増えますので、その辺をどうしたらよいか、非常に悩ましい問題です。本人と支援者・関係機関共通の課題に対する解決策としては、まず実習における問題点の発見と関係機関の役割分担による支援、医療機関との連携が挙げられたところで

○会長

東村山市内に、将来的な就労に結びつけた放課後等デイサービスが開設されたと前回の定例会で報告していただきましたが、その後の情報がありましたら、ぜひお聞きしたいのですが。

○就労支援部会長

放課後等デイサービス事業所「トーコロ青葉就労サポートセンター アリーバ」を昨年12月に開催した第5回就労支援部会で見学してまいりました。就労を意識した放課後等デイサービスということで、東京都職業センターで導入されているような幕張式ワークサンプルを活用しており、仕事のアセスメントや、トレーニングができる機材を使っていました。また独自の様々なツールを使って、模擬的な就労を体験したり、同施設の2階に工場も持っていますので、工場の中に入って、ほかの障害者の方と一緒に働いたりする疑似体験も行っております。働くとはこういうものだというのを、早いうちに体験できるので、非常に良いと感じたところです。

○会長

放課後等デイサービスと言いますと、療育よりも余暇活動を主眼とした事業所が多いと指摘されている中で、就労に結び付けられるよう、お子さんに対して社会に出る前のトレーニングとして支援されている所が市内にあるというのは、有意義な取り組みだと思います。

○B委員

最近では、より療育的な意図がある放課後等デイサービスが増えています。市内でも医療機関が関わっている放課後等デイサービスがあります。その他の所でも、心理士を集めて放課後等デイサービスを行っています。今のお母さんたちのニーズは療育です。単なる遊びやお預かりを土日もやってくださいというニーズもありますが、療育的な意図で放課後等デイサービスを使いたいという所から発展して、中高生の療育として考えたときに、挨拶から始まり、就労に結びつける療育をする所が生まれたのだと思います。

それと、先ほど相談支援部会長が発言されていた生活に必要な訓練をする場所が、市内に無いという件ですが、例えばグループホームに入居したいけれど、一人暮らしの術を知らないとか、自分で身の回りのこともできない場合には、訓練が必要です。障害福祉サービスには様々なサービスがありますが、短期入所はお預かりだけです。短期入所中の期間に、料理や洗濯の練習はやってくれません。だから、本当に自立支援をするとしたら、どんな障害を持っている方もそうですが、その障害特性に合わせた機能訓練も含めた生活訓練の場所が必要なのではないかと思います。そういう機能を持たせた放課後等デイサービスがあると、親以外の誰かが意図的に学校や放課後を見てくれて、子どもさんもいつもの親子関係じゃないところで、いろんなものを吸収するので、すごく良いことだと思います。

また、就労されたときは、勤務後の夕方から夜までの時間や、休日をどのように過ごすかという問題もありますし、独立して何かしたい、あるいはグループホームに行きたいと思っても、世話人さんに全部お世話になっていたのでは、結局は自立には結びつきません。個人ができることを増やして、やれているという喜びを持つには程遠い状態になります。

障害のある方が高齢になった時の課題もあります。介護保険制度の適用となる 65 歳を超えたら、障害福祉の制度と違うため、ケアの量も質も違ってきます。ご本人さんからすると衝撃的なことだと思います。

○D 委員

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の件ですが、計画相談を行っていると、居宅介護や家事援助を利用されていた方から、障害福祉サービスではやってもらえたのに、介護保険サービス移行したとたんによってもらえなくなったとクレームを受けることがあります。介護保険サービスと似たようなサービス内容であっても、障害福祉サービスの方が多少、融通が利くようです。スムーズに制度移行に繋げるかということも、計画相談の課題の一つと感じています。

○会長

これまでの私の経験の中では、学校生活から次の生活に移ったときのギャップが大きくて、だいたい 1 年目位に問題行動が出てきたり、引きこもったりするお子さんもいますので、そのあたりのギャップをどう考えていくかも大切と思っています。先ほどお話にありました、障害福祉サービスから介護保険のサービスに移行したときのギャップも大きいようです。このギャップを乗り越え、軟着陸できるようなシステムがあれば良いのですが、制度移行は国で対処する問題もありますので、市独自で解決することは難しいとは思いますが、既存の法内の施設やサービスの中で、検討が進んでいくと良いと思います。

○D 委員

個人的な意見ですが、ごみ収集のことで考えていることがあります。精神障害のある方や高齢の方も同じことがあると思うのですが、様々な理由でごみを捨てられない方がいます。近隣市では個別に申請をしておく、玄関まで収集に来てくれる制度があります。例えば、引きこもりがちで一人で暮らしている人は、集合住宅に住んでいると、住人共通のごみ置き場に捨てに行くこと自体が苦痛だったりして、結局ごみ屋敷になってしまう。せっかく東村山市も個別回収しているのだから、特別な事情がある方は、玄関先まで行っていただけたら良いと思います。

○会長

そういう制度を導入されている自治体もあるということです。関係する所管が連携をとる中で、検討していただくと良いのではと思います。

○E 委員

保健所では、引きこもりの相談を受け付けています。保健所の業務は、どちらかというと相談機関で、サービスを直接提供していないものですから、いろいろ探して、支援機関につなぐこととなります。年齢は小学生の不登校から、発達障害のある 40 歳を過ぎている方の引きこもりまで様々な相談があります。

引きこもりを解消するために、保健所ではその方々を評価やアセスメントを行いますが、家から一歩踏み出してもらうことが、最初の難関です。何とか克服してやっと家から一歩踏み出してもらっても、作業所に通所できる状況にはなっていないし、就労にもつながらない。次のステップとして、人とのコミュニケーションがとれるような所がなく、困っています。

○B 委員

障害福祉サービスの生活訓練のサービスを利用する方もいます。

○E 委員

東京都では現在、多摩市にあります都立多摩総合精神保健福祉センターで、短期宿泊を使いつつ、どのくらい生活能力があるのかを評価しています。ただ、評価の

みですので、訓練まではしてくれません。例えば、何ができないかを評価しつつ、同時に訓練をして、自立への一步を手助けしてくれると、次のステップであるグループホーム等の利用について検討できます。

あと、保健所では現在、発達障害に関する相談が本当に増えています。若年者の発達障害に対しては、各種サービス等が整備されていますが、保健所に相談で来られる方は、ある意味サービスの対象になり難い方が来所されます。40歳代や50歳代で発達障害のある方は、医療にはつながってなくて、年齢的にも療育もあてはまりにくいし、何もやることなく引きこもってしまっているところでご相談があります。そのくらいの年齢になると、いろんな問題を起こしてしまい、二次障害的な面で暴力が出てきてしまったり、ほかの合併症のことで相談があったりということもあって、ある程度成人になってきている方の発達障害のご相談を受けてくれる場所も少ないのかなと感じています。

あともう1点、ご家族の支援というところでお話ししますと、ご本人も当然困っているのですが、ご本人の困り感を最初に対応するのは、ご家族です。ご家族が、子育てで困っていたり、不登校で困っていたりすることを、ご相談でお受けします。ご家族の方に私達もいろいろ働きかけているのですが、ご家族自身、同じ悩みを持った人達の集まりが、東村山市の精神分野では弱いかなど感じています。保健所では、統合失調症で、医療中断ですとか入退院を繰り返してしまうようなケースの方のご家族に、統合失調症を勉強してもらい、家族教室を実施していますが、その家族教室を卒業した後、地域での受け皿が、少し寂しい感じがしています。

○事務局 A

先ほどの意見にありました生活訓練は、市内では以前、精神障害のある方を主たる対象としていた施設がありました。今は実施していないため、当市内では生活訓練の定員は0となっています。資料によりますと、26市中13市が最低6人から最大66人の定員数を持っています。当市の近隣市ですと、東久留米市が定員数21、当市を含め小平市、清瀬市及び西東京市が定員数0となっておりますので、このあたりの圏域が全体として、生活訓練の場が無いことが数字で表れていると思います。

先般、東京都の引きこもり対策に関する調査があり、引きこもりの方を対象とする活動団体数は、多摩北部で0だったと記憶しています。生活訓練のような施設が足りないというのが、当市の課題ではないのかなと、感じているところです。

先ほどE委員さんのご発言にありましたが、当市も市としてのサービスを直接提供することは、だいぶ少なくなっていて、市内の社会福祉法人さん等の力を借りて、必要なサービス提供していただいている中では、今後自立支援協議会の中で提言があったことを、現場の声ということで、法人さんにこちらからも整理してお伝えできれば良いなと思っております。

○副会長

私の事業所では引きこもりの方を2人ほど引き受けています。週に1~2日ほど通所ができています。何とか家から出て来られるようになって、次のステップである通所先になかなかつながらないようです。毎日来てくださる方を引き受けたいところですが、通所希望があれば、お受けしないといけないと思っていますので、通所していただいているのですが、生活の訓練をやっているわけでもなく、通所することに主眼を置いています。通所相談は、市内ばかりではなく、小平市等の近隣市からも相談があります。これは私の考えですが、毎日来ることができなければ、自宅での作業をお願いして、職員が数か所を毎日巡回しながら、本人支援・安否確認・家族支援ができればと良いと考えています。

○会長

いろいろとお話しをお伺いしていると、生活訓練の場が必要であるという意見が多いようです。市として、生活訓練のサービスが再開できるように何か動いていただけないでしょうか。

○事務局 A

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、市内の状況を把握して、どのサービスが不足していて整備が必要か、また、担い手の法人さんはどのような法人さんがふさわしいのか等を整理した中で、考えていかなければいけないと思っております。生活訓練とは違いますが、国のモデル事業として全国に数か所地域生活支援拠点を整備しています。どういう支援を地域でやっていくかというのが、少しずつ出てくると思いますので、委員皆さまの意見も伺いながら必要性について考えなければと思っておりますし、北多摩地区には少ないもしくは全くないサービス等については、本市だけではなく、近隣市とも情報連携していかなければいけないかなと思っております。

○会長

最近では、他業態の施設を利用するというような取り組みが行われている所があります。例えば、重度心身障害のあるお子さんを老人ホームや介護保険のデイサービスの施設の中で一緒に支援する、その地域の施設を活用して対応することが法的に可能になっています。他業態の所に地域のニーズに応えることのできる施設活用ができたらと思っております。児童養護施設には、自立するための生活訓練施設があります。生活訓練施設を常時使用しているわけではなく、空いているときもそれなりにあると聞いていますので、皆さんのお話を聞いていて設備を有効活用できないかなと思いました。

○事務局 B

会長のお話にありました件は、高齢者施設等の空きスペースを活用して、障害のある方に障害福祉サービスの生活介護等を提供する基準該当施設として法律上認められていると当該施設のある自治体の方から伺ったことがあります。1~2年前、特別支援学校の親御さんから、この基準該当施設の活用についてご質問がありましたので、市内の数か所の高齢者施設に質問してみましたところ、数十人待機している高齢者がいるため、実施は難しいと伺っています。

○会長

様々な業態の連携により、様々な地域施設活用型の施設が出てきている状況があります。それを上手く使えないのかなと思っております。解決策までには至っていませんので、市として検討できる部分は検討していただけたらと思っております。

それでは、時間になりましたので、東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有については、本日は、以上といたします。やはり、現状の把握と課題の整理は重要ですので、次回も引き続き、委員の皆さんで共有し、課題を整理していきたいと思っております。また、次回の定例会で把握したい内容や資料がありましたら、意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

ないようですので、次に進みます。

(2) 平成28年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方について・・・【資料1】

○会長

協議（報告）事項の（２）平成２８年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 C

資料１を基に定例会、運営会議及び年間スケジュールについて説明する。

○会長

次に、（２）専門部会の①相談支援部会について、相談支援部会長から説明をお願いします。

○相談支援部会長

資料１を基に相談支援部会で協議した平成２８年度の活動テーマを説明する。

○会長

次に②就労支援部会について、就労支援部会長から説明をお願いします。

○就労支援部会長

資料１を基に就労支援部会で協議した平成２８年度の活動テーマを説明する。

○会長

事務局及び各部会長から説明が終わりました。何かご意見等ございますか。

（発言する者なし）

○会長

それでは、平成２８年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方については、このとおり決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

（発言する者なし）

○会長

それでは、平成２８年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方は、以上のとおり決定いたしました。それでは次に進みます。

（３）研修会の開催報告について

○会長

協議（報告）事項の（３）研修会の開催報告についてを議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局 C

去る２月２０日土曜日に研修会を開催し、定員５０名のところ、当日は４５名の出席がありました。来られた方の内訳ですが、作業所等の職員１２名、特定相談支援事業所の職員１０名、ファシリテーターとしての協議会委員６名、グループホームの職員４名、訪問看護ステーションの職員３名、居宅介護事業所の職員さんが２名、医療機関の職員２名、救護施設の職員さんが２名、行政職員が２名、法人本部の職員１名、特別支援学校の先生１名でした。このように、障害福祉サービスの事業所だけではなく、生活保護法に関係する事業所の方も参加されておりました。

○会長

当日出席された委員の皆さんで、研修内容等で何か感想はございますか。また、次回の研修会あるいは講演会についてのご意見も、現時点で何かありますか。

○F 委員

当日参加させていただきました。２部形式で、講義とグループワークという形式でした。講義が終わった後、ケア会議のロールプレイでは、急きょ役を指名され、戸惑う部分もありました。事例検討は、提供された事例が細部まで設定されていないところが、かえっていろんな分野での経験を持った方の経験を活かした意見を引き出せたのかなど、感じています。講師も様々な仕掛けをしてくださって、とても

良い交流になったと感じています。

○副会長

私も参加して、とても良かったと思っています。いろんな業種の方が、沢山集まるのは、とても素晴らしいことだと思いましたし、本来の障害者自立支援協議会の姿だと思いますので、こういった機会がもっとあったほうが良いのかなと思います。準備等、大変だと思いますが、こういう機会を設けることは、支援技術等を一緒に身に付けていこうという姿勢だと思いますので、年間行事という意味では、もったいない気がします。

○G 委員

最初は戸惑いもありましたが、事例に関しては、提供された情報が少ない中で、いろいろな立場の人が想像をしながら、それぞれの意見を言い、ケース検討は答えが1つではないものですから、各グループによって、結果報告も違うところもあつたりして、すごく良かったかなと思います。

○C 委員

顔を合わせるのが初めての方もいました。自己紹介をしながら、支援するにあたってのロールプレイをしたり、様々な視点からの議論ができて勉強になりました。

○A 委員

事例検討の時間がもう少しあればと思いました。事例検討することで、普段と違った切り口の見方ができ、勉強になることが沢山ありました。こういった事例検討の機会が相談支援部会とは別に、定期的にといいか、ステップアップしていくようなことが続いていくといいなと思いました。

○H 委員

ブレイン・ストーミング法で、それぞれが自由な立場からものを言い、自由に発言し合うことは、非常に刺激になりますし、とても楽しい体験でした。少人数制で、普段あまり関わりが無い人達とも自由に意見交換をすることは、非常に貴重な場と思います。今回の研修会を皮切りに、勉強会をしようという動きが若い職員さんの間からでも出るといいなと期待をいたしました。

○D 委員

私は正直、事例検討会は難しいのではと心配していましたが、実際に始めると心配する必要はありませんでした。時間は短かったですが、導入としてはちょうど良いと感じました。事例検討は行うほど深くなりますので、時間はいくらあっても足りないものだと思います。また、講義の後にロールプレイがありました。役を急に割り振られても、それぞれが役になりきっていました。初めからグループ分けをしていたので、講義が始まる前から名刺交換等が始まり、研修が始まって自己紹介するときには、既にちょっと顔見知りになっている段取りができていて、良かったと思います。

○会長

多くの方々に参加していただいた研修会でした。事例検討会の材料は、あっさりとした設定でしたが、逆にその先は想像しようということかなと思いました。それによって、いろいろな答えが出てきますし、一つの答えに導くわけではなくて、いろいろな考え方があろうという定義だと思いました。少ない設定から、いろいろな結論を導き出していくことができるというのは、さすが専門家の集団だなと思いました。

○事務局 C

事務局としては、今回の研修会を踏まえ、来年度にも研修会の予定や内容について

てご意見をいただけると、次回以降の定例会の際に、より現実味のある提案ができるのかなと思っています。

○会長

これまでの感想や意見を踏まえると、来年度も同じような方向で実施する考えということで、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

わかりました。反対意見はないので、どういう形になるにしろ継続をするということで、考えていっていただけたらいいかと思います。

○事務局 A

それでは、この件については、新しい年度で改めて事務局から皆さんに伺いたいと思っております。

○会長

それでは、研修会の開催報告については、以上とします。次に進みます。

(4) 専門部会の活動内容の報告について・・・【資料 2】

○会長

協議事項の(4) 専門部会の活動内容の報告についてを、議題とします。最初に相談支援部会長から報告をお願いします。

○相談支援部会長

平成 27 年 10 月 30 日の第 2 回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、4 回開催しています。今年度の最後の相談支援部会は、3 月 17 日を予定しています。

活動内容ですが、先ほど報告しましたので割愛しますが、平成 28 年度の活動テーマの 1 つとしてありますように、12 月に開催した第 9 回目の部会から、日頃の業務でたくさんの相談を受けていますので、感じたこと、感じていることを出し合って、共通する課題があるのかどうか意見交換を始めたところです。今後は感じたことを順次整理していくことを予定しています。

最後に、サービス等利用計画の達成率について報告します。前回の定例会では、27 年 9 月までの達成率を口頭で報告しましたが、今回は資料の準備ができており、お手元に資料 2 としてお配りしています。相談支援部会の現在までの活動報告は、以上です。

○会長

何かご意見等ございますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次に進みます。就労支援部会の活動内容について、就労支援部会長から報告をお願いします。

○就労支援部会長

平成 27 年 10 月 30 日の第 2 回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、2 回に開催しています。今年度の就労支援部会は、2 月 19 日の第 6 回の会議をもちまして、終了しています。部会の活動内容については、先ほど発表しましたので、割愛させていただきます。就労支援部会の活動報告は、以上です。

○会長

それでは、就労支援部会の活動内容の報告については、以上とします。質問など

はございますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次に進みます。

(5) その他

○会長

協議事項の(5) その他です。事務局からお願いします。

○事務局 C

委員の皆さまの任期については、平成 28 年 7 月 31 日までとなっています。平成 28 年度になりましたら、市より各委員さんの所属される団体等に委員推薦依頼文を送付する予定です。平成 28 年度の活動内容からも、現委員さんに引き続き、委員就任をお願いすることも多くなると思いますが、よろしくお願いします。

○会長

事務局から報告等がありました。これに関して、何かご意見がありますか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、次に進みます。

3. 情報交換

○会長

次第の 3、情報交換です。当協議会の目的の一つに、関係機関との情報共有・交換があります。前回の定例会と同様に、各委員さんが日頃感じている事や意見交換を行いたいと思います。本日は 2 人の委員さんからお話があると事前に伺っています。最初に C 委員さんからお願いします。

○C 委員

毎年 12 月に、障害者週間・福祉のつどい実行委員会が主催し、東村山市と東村山市社会福祉協議会が共催で実施しています障害者週間・福祉のつどいですが、特別企画として、「知ってください！自閉症のこと、発達障害のこと」と題しまして、発達障害啓発週間展示会を 4 月 4 日から 8 日まで、いきいきプラザ 1 階ロビーにて実施します。この他に、障害に関する展示等も行う予定です。

○会長

次に、高澤委員さんお願いします。

○H 委員

東村山市障害者就労支援室が主催する講座について、情報提供します。第 4 回就労準備講座「企業に聞く！働くって、どんなこと？企業として考えていること」を 3 月 28 日に開催します。詳細は、お配りしていますパンフレットをご覧ください。

○会長

その他にありませんか。

○I 委員

東村山市の社会福祉法人連絡協議会についてお話しします。小さな法人だけで、社会貢献するのは困難がありますので、昨年 2 月頃に立ち上がり、市内の社会福祉法人が連携をして、社会貢献や地域貢献を行おうと、活動が始まっています。

○健康福祉部長

社会福祉協議会と市の地域福祉推進課が事務局となり、社会福祉法人村山苑の理

事長さんが取りまとめ役となって、国が求める社会福祉法人の地域貢献に対応するため、都内で一番先に立ち上げをしていただいたところです。この会では、地域貢献の中で様々なことをお願いできればと、市としては考えております。またそういった意味では、こういった会議体でも、情報提供させていただき取組みが今後できたら良いなと思っております。

○会長

是非発展させて、有意義な会に発展していくと良いと思います。

○H 委員

その取組みが始まって早速、法人さんから障害者就労支援室に、中間的就労についてご相談がありました。

○会長

中間的就労というのは、どのようなものですか。

○H 委員

一般就労がなかなか難しい方のために、少ない日数及び時間で就労するものです。もともとは生活困窮の方のために始まったと聞いています。

○I 委員

基本的に生活困窮者に対して国が認めている制度で、就労体験や軽作業に対する工賃や報奨金等として最低賃金の半分までの金額を目安に、勤務時間も短時間になっています。

社会福祉法人連絡協議会で取組んでいる活動としては、一般企業への就労が直ぐには難しい方に対し、まずは生活のリズムを整えて就労に結びつけられるよう、福祉施設等で受け入れを行って、少しでも社会復帰ができる体制を作ることに取組んでいます。

○H 委員

中間的就労とは違いますが、障害者法定雇用率を達成するための基準である、1週間に20時間以上働けるという条件は、障害のある方にとってはなかなか高いハードルですので、障害者就労支援室では、少ない日数、少ない時間での労働についても、市内の職場開拓を行っています。

○会長

他にありませんか。

(発言する者なし)

○会長

次回も意見交換の場を予定しています。配布資料等の準備もありますので、できましたら事前に事務局へお伝えいただければと存じます。

それでは、以上を持ちまして平成27年度第3回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。